

令和5年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府から指定を受け（指定番号4）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※令和5年2月27日 第135回社会保障審議会障害者部会における検討課題
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00062.html)につきましては、
令和5年6月末頃にサービス管理責任者等研修制度に関する告示を改正及び施行予定となりますが、
本研修については告示・施行前に募集を開始することから適用となりません。 予めご了承ください。

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修」を受講された方は、受講する必要はありません。

※下表の実務経験年数に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。
ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験等の詳細については、各市町村の担当部局にお問い合わせください。

【ご注意ください】

- ・当研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後(どちらを先に修了されても構いません。)、2年以上の相談支援業務及び直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。

(1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

3 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和5年4月28日から 令和5年5月15日まで	令和5年6月28日(水)から 令和5年7月14日(金)まで ※ 今回募集	令和5年 9月 5日から 令和5年 9月20日まで
研修期間	令和5年 8月10日から 令和5年 9月29日まで WEB配信による講義7時間程度と演習2日間	令和5年10月 3日(火)から 令和5年12月22日(金)まで WEB配信による講義7時間程度と演習2日間	令和5年12月20日 令和6年 2月28日まで WEB配信による講義7時間程度と演習2日間

4 研修日時・場所

当研修は、全体講義並びに各日程別に実施する演習の合計3日間です。

※全体講義は、**講義映像をWEB配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。**

(準備できない場合は別途事務局へご相談ください。)

※詳細は、受講決定時に送信しますメールをご確認ください。

※演習日程は事務局で決定し、上記のメールでお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程(予備日程を含む)であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

全体講義（1日目）	日程別演習（2日目）		日程別演習（3日目）
定員 840名（各日程 60名）			
講義動画をWEB配信 【講義動画視聴期間】 令和5年10月 3日(火) ～10月10日(火) 7時間程度の講義視聴とレポート提出を課題とします。上記視聴期間を過ぎると視聴することができます。	A日程	令和5年10月24日(火)	令和5年10月25日(水)
	B日程	令和5年10月26日(木)	令和5年10月27日(金)
	C日程	令和5年11月 1日(水)	令和5年11月 2日(木)
	D日程	令和5年11月 7日(火)	令和5年11月 8日(水)
	E日程	令和5年11月 9日(木)	令和5年11月10日(金)
	F日程	令和5年11月14日(火)	令和5年11月15日(水)
	G日程	令和5年11月16日(木)	令和5年11月17日(金)
	H日程	令和5年11月28日(火)	令和5年11月29日(水)
	I日程	令和5年12月 5日(火)	令和5年12月 6日(水)
	J日程	令和5年12月 7日(木)	令和5年12月 8日(金)
	K日程	令和5年12月12日(火)	令和5年12月13日(水)
	L日程	令和5年12月14日(木)	令和5年12月15日(金)
	M日程	令和5年12月19日(火)	令和5年12月20日(水)
	N日程	令和5年12月21日(木)	令和5年12月22日(金)
※時間は、演習2・3日目ともに 10:00～17:00 を予定			

※実施日程/時間は予定です。変更する場合がございますのでご了承ください。

【会場】演習：大阪府社会福祉会館

大阪市中央区谷町7丁目4番15号

【大阪メトロ 谷町線/長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅 4番出口南へ約500m】

5 受講費用：26,000円

- ・「振込先」、「振込方法」は、受講決定時にメールでお知らせします。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控」等をもって、領収証に代えることとします。
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書の交付については、以下の項目を全て満たす必要があります。
 - *Web配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日に持参）
 - *2日間の講義・演習を全て受講
 - *演習前の事前課題の提出
- ・研修当日は受講者の本人確認をするため、顔写真付きの証明書(運転免許証など)をご持参ください。
万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合、演習前の事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7 申込み方法・受付について

①「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」<別紙1>を当財団HPよりダウンロードして必要事項を記入

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦（受講推薦が無い場合は署名欄のみ記入）

※「推薦書」は、記入後の用紙をPDFやJPEG等にデータ化

②当財団HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

※推薦書を、申込フォームにデータ添付《推薦がなく署名欄記入のみの方も同様》

※入力もれや添付書類に不備があった場合、申込受付ができません。

受付締切日時：令和5年7月14日（金）16:30

※申込フォームによる申込ができない方は、別途ご相談ください。

【研修に関するお問い合わせ】

TEL：06-4304-3031 FAX：06-4304-2941

一般財団法人大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)『サービス管理責任者等研修事務局』

※先着順ではありません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

※申込時に送付いただいた個人情報は、研修事務局が本研修の目的以外に使用いたしません。

8 受講決定及び通知について

・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定します。

・受講者選考は、受講申込者が事業所に従事する状況に基づき決定するものです。

「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。

・法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認のうえ、別紙1「推薦書」に記入し、法人(会社)または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

※推薦が得られない方は、推薦書の署名欄のみに記入をしてください。

※受講決定については、メールにてお知らせいたします。電話やメールでの問い合わせについては、一切お答えができませんので、ご了承ください。

※受講の可否については8月7日(月)から8月9日(水)の期間にメールでお知らせいたします。

8日16日(水)までにメールが届いていない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

※「@fine-osaka.jp」からのメール受信ができるよう設定をお願いします。

9. 受講決定における優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ① 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定のもの

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、受講申込者が当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たすもの

- ② 【基礎研修修了後、厚生労働省が定める配置基準が1人の事業所において、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早いもの】

当該年度の基礎研修を修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早いもの(令和5年度からの募集に係る落選回数を加味する)

- ③ 【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとするもの

- ④ 【その他】

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込み扱いとなります。